

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 480

平成20年 8月11日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人事

共同託児所を開くという新発想 社員は好みで5カ所から選択可能

トヨタグループの5社(デンソー、豊田自動織機、トヨタ車体、ジェイテクト、トヨタ紡織)が提携して託児所運営会社を作り、愛知県刈谷市、三重県いなべ市に5カ所の共同託児所を開所して約1年。トヨタグループの好調な業績が慢性の人手不足を生み、トヨタ本体も“ママ社員”の本格的戦力化を目指していることもあり、グループ内に人材争奪の兆しささえ起きている。豊田自動織機は女性社員だけの生産ラインを作るなど、各社ともママ社員戦力化は急務となっている。

共同託児所には、ママ社員(正社員・出向者)が5カ所から自分の通勤経路や好みで選択できること、午後8時30分まで営業し、祝日出勤や急な残業にも対応してくれるなどの利便性があり、上々の利用率を記録している。施設内では自動車通勤者にバック不要の駐車場を設け、電気のコンセントは幼児の手が届かない場所に配置する工夫など、安全配慮も行き届いている。月の利用料金は他の専業の託児所よりも5,000円程度高いが、各社の稼働日に合わせた営業の時間割、追加料金なし、など、1社だけではできなかった利用者が得られる便益や安心感を高めることを可能にした。

このケースは自動車通勤の少ない都市部では難があるものの、企業同士が近隣地域に固まって交通手段も似通っている地方都市の中小企業にも参考になりそうだ。

税務会計

機械装置の設備の種類の見直し どの業種用設備に該当するのか

今年度の税制改正において、減価償却資産の耐用年数省令が改正され、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われた。特に機械及び装置の資産区分は390区分から55区分に大幅に簡素化された。

新耐用年数は、日本産業分類の中分類に準じて、業種ごとの資産区分となっている。しかし、どの耐用年数を適用するのか判断に迷うケースも少なくない。

国税庁がこのほど公表した「耐用年数の見直しに関するQ&A」によると、機械及び装置が別表第二に掲げる設備の種類のいずれに該当するかは、基本的には、その設備がどの業種用の設備に該当するかにより判定することとなっている。新耐用年数は業種ごとの資産区分となっているが、業種ごとに一の法人について一の資産区分を当てはめて判定するものではないということだ。

例えば、自動車部品製造業者の法人であれば、耐用年数が9年の「輸送用機械器具製造業用設備」を適用するケースが多い。しかし、従業員の給食のため、通常、飲食店で使用されている設備と同様の厨房設備を購入して工場に設置した場合は、その耐用年数は異なる。

この厨房設備は、その構成や使用状況が、通常の飲食店業用の設備と同様であることから、別表第二の「48 飲食店業用設備」に該当し、「8年」の耐用年数が適用される。

今週のキーワード

事業所内託児所

05年次世代育成支援対策推進法が施行されたが、コスト負担、事故リスク対応などで中小企業での設置は遅れがち。(財)こども未来財団調査で、事業所内託児所(保育所)数は減少傾向が続き、07年度は3,620カ所で97年度に比べ15%減った。このうち全体の6割は看護師や医療従事者の子どもを預かる医療機関運営の託児所。一般企業が運営する施設は1,400カ所程度と推測される。メーカーが直接運営の施設は約50カ所。トヨタ自動車は06年工場施設内に託児所設置した。